

くらしの危険 ～一人暮らしの父親が高額な火災警報器を契約してしまった～

相談事例

3日前、一人暮らしの父親が訪問販売で火災警報器の購入契約をし、その日のうちに業者が家の中の2か所に警報器を設置した。
契約金額45万円のうち、23万円を当日に現金で支払い、1週間後に残金を支払う約束になっているが、高額でもあり解約したい。

〈お答えします〉

消防法の改正により、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年6月1日から平成23年6月1日の間で各市町村の条例で定める日から、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

事例の場合、これに便乗した悪質な訪問販売と言えます。勧誘時に、火災警報器の設置が義務づけられていると言って、高額で販売したり、規定の性能を有しない製品を無理矢理売りつける悪質な事例が発生しています。

また、「この地区は既に全員購入した。購入していないのはお宅だけ。」「取り付けるには資格が必要で、点検も義務づけられている。」などとウソを言ったり、消防署員と誤解させるような服装と話し方で勧誘することもあります。

訪問販売は、法定書面(法定記載事項を記載した書面。契約書など)を受領した日から、8日間はクーリング・オフ(無条件解約)ができます。この事例の場合は、クーリング・オフを行うことにより無条件解約となり、支払い済みの23万円を返金してもらい、設置済みの警報器を取り外してもらおうことができます。また、法定書面を受け取った日から8日を経過していたとしても契約したときの状況によっては、クーリング・オフのできる場合がありますので、消費生活相談窓口にご相談ください。

なお、被害防止のため、高齢者や判断不十分者の保護をその目的の一つとして、成年後見制度がありますので、場合によっては、このような制度の利用も検討してみてください。

住宅用火災警報器を設置するには次の点に注意しましょう。

- 設置期限や設置しなければならない場所については、市町村の条例で定めていますので確認しましょう。
- 取り付けに資格は必要ありません。自分で取り付けることもできます。業者に依頼する場合は、事前に複数の会社から見積を取り、工事内容をよく確認して決めましょう。
- 住宅用火災警報器はホームセンターなどで購入できます。煙式、熱式の機能などによって価格は様々ですが、数千円から一万円程度で販売されています。なお、感度や警報音量など国が定めた規格に合った製品には、日本消防検定協会の鑑定マークが付いていますので、購入の目安としてください。



困ったときや不安に思うことがあれば、お近くの消費生活相談窓口にお問合せください。

小鳩だより



松伏町民生委員・児童委員協議会広報部会
問合せ／福祉健康課社会福祉担当
☎ 991-1874

「広げよう、地域に根ざした思いやり」



平成21年度民生・児童委員協議会総会

●●●● 部 会 紹 介 ●●●●

○高齢者福祉部会	一人暮らしの高齢者等見守り 地図の作成 福祉施設等の見学
○障がい者福祉部会	福祉施設事業への協力
○生活福祉部会	生活福祉資金事業制度の研修 施設見学
○児童福祉部会	○主任児童委員 各小中学校行事、情報交換会 子育て支援事業、連絡調整
○広報部会	町内危険箇所の確認 危険箇所看板作成、設置 広報誌掲載 広報掲示物作成

わが家のエンジェル



My Sweet Faces!

このコーナーではお子さんの写真を紹介しています。
◆写真・住所・ご両親の氏名とお子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、総務課 秘書広報担当までお申込みください
◆応募多数の場合は、先着順に掲載します



あつみ こころ
渥美心結ちゃん
[H20.6.3]

コメント

我が家のアイドル！
明るい子に育ててね。
【雄也・めくみ】
(ゆめみ野2丁目)



すずき りゅうせい
鈴木琉世くん
[H18.12.13]

コメント

我が家のアイドルりゅうせいです。
【英樹・光子】
(大字松伏)